



2024年8月26日

各位

会社名 タキロンシーアイ株式会社
代表者名 代表取締役社長 福田 祐士
(コード: 4215 東証プライム市場)
問合せ先 人事総務部長 内田 達也
(TEL. 03-6711-3700)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年10月下旬から11月中旬を目途に臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催する場合に備え、本臨時株主総会の招集のための基準日設定について、決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会を開催する場合に備え、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2024年9月30日（月）を基準日（以下「本基準日」といいます。）と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日 2024年9月30日（月）
- (2) 公告日 2024年9月13日（金）
- (3) 公告方法 電子公告

(当社ウェブサイト <https://www.takiron-ci.co.jp/ir/stock/announcement.html> に掲載)

2. 本臨時株主総会の開催日時及び付議議案について

当社が2024年8月5日に公表したプレスリリース「親会社である伊藤忠商事株式会社の子会社である合同会社APIによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、当社の支配株主（親会社）である伊藤忠商事株式会社（以下「伊藤忠商事」といいます。）が100%を出資する合同会社API（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立し、伊藤忠商事、公開買付者及び伊藤忠商事の完全子会社である伊藤忠プラスチックス（以下「公開買付者ら」といいます。）が本公開買付けにより当社株式の全て（当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、当社株式の全て（当社が所有する自己株式を除きます。）を取得することを予定しているとのことです。

具体的には、公開買付者らは、①本公開買付けの成立により、公開買付者らが所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、伊藤忠商事が会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、当社の株主（公開買

付者ら及び当社を除きます。)の全員に対し、その所有する当社株式の全部を売り渡すことを請求する予定とのことです。他方、②本公開買付けの成立後に、公開買付者らが所有する当社の議決権の合計数が、当社の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、公開買付者らは、会社法第180条に基づき当社株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会を2024年10月下旬から11月中旬を目途に開催することを、当社に要請する予定とのことです。

この度、当社は、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる本基準日を設定することにいたしました。なお、本臨時株主総会の開催日時及び開催場所並びに付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

なお、本公開買付けが成立しなかった場合、又は、上記①の場合(本公開買付けの成立により、公開買付者らが所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、伊藤忠商事が、当社の株主(公開買付者ら及び当社を除きます。)の全員に対し、その所有する当社株式の全部を売り渡すことを請求する場合)には、当社は、本臨時株主総会を開催せず、本基準日についても利用しない予定です。

以 上